

令和 3 年 度

千葉県内部統制評価報告書審査意見書

千葉県監査委員



監査調第110号

令和4年9月8日

千葉県知事 熊谷俊人様

千葉県監査委員 小倉 明

千葉県監査委員 川口 明浩

千葉県監査委員 江野澤 吉克

千葉県監査委員 鈴木 衛

令和3年度千葉県内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により、令和4年6月30日付総第345号をもって審査に付された令和3年度千葉県内部統制評価報告書について、次のとおり意見を提出します。

本報告は、千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）に準拠したものである。



# 令和3年度千葉県内部統制評価報告書審査意見書

## 1 審査の対象

令和3年度千葉県内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）

## 2 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、知事が作成した報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを、以下の観点から検討を行い審査するものである。

### （1）評価手続に係る記載の審査

- ア 内部統制対象事務について網羅的に評価されているか
- イ 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか

### （2）評価結果に係る記載の審査

- ア 重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか
- イ 重大な不備は是正されているか

## 3 審査の実施内容

報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「千葉県監査委員監査基準」及び「令和3年度内部統制評価報告書の審査計画」に基づき、千葉県内部統制基本方針、令和3年度千葉県内部統制評価計画、内部統制推進部局の発出通知、内部統制3様式（作業一覧表、業務全体フロー図及びリスク評価シート）等の関係書類の確認、内部統制推進部局及び評価部局からの聞き取りのほか、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用して審査を行った。

## 4 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

## 5 特記事項

監査委員が実施している定期監査の監査結果において、依然として多数の事務誤りが認められ、内部統制上、重大な不備につながることも懸念されることから、今後の制度の運用において、以下の点について、特に留意していただきたい。

### (1) 入札事務の適正化

複数の土木事務所、農業事務所等において、予定価格の誤りにつながる工事の積算誤りが散見された。これまでの研修やチェックシートの作成など、再発防止策が十分に機能していないと考えられる。実際にリスクが発現すると、入札結果にも影響を及ぼすなど重大な事態となることから、入札事務の適正化に向けて、更なる改善が必要である。

### (2) 財務事務の適正化

多くの所属において、収入・支出事務の遅延や誤りが認められている。中には複数の財務事務の誤りが頻発し、組織として内部統制が有効に機能しているとは言い難い所属も認められた。今後は、事務処理の適正化に努めるとともに、執行体制の整備を図る必要がある。

### (3) 内部統制制度の浸透

定期監査において指摘等を行った財務事務の誤りについて、内部統制における不備として評価部局に連絡していない所属が認められた。これは、千葉県内部統制評価計画の「全庁的な内部統制の評価項目」において、モニタリングに関する評価項目の一部の解釈が不統一となっていることも一因であることから、評価項目を適切に見直すとともに、自己点検の適切な実施や不備の連絡を徹底させることなどにより、制度を浸透させるための対策が必要である。

## 6 最後に

内部統制が適切に整備・運用されるためには、職員一人一人が、制度の内容や、基本方針、整備・運用方法等について、十分に理解して取り組むことが不可欠である。

業務を法令に基づき適正に執行し、また、効率的かつ効果的な業務執行等を達成するためにも、内部統制を組織全体に定着させ、より適切に運用できるよう、取組内容について不断の見直しを行うとともに、より正確な自己点検等の実施により、発生した不備を的確に把握・共有し、内部統制の機能強化に努めていただきたい。

